

プラットフォームサービスに関する研究会（第18回）

1 日時 令和2年2月5日（水）10時00分～11時00分

2 場所 総務省第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）構成員

宍戸座長、新保座長代理、生貝構成員、木村構成員、崎村構成員、手塚構成員、寺田構成員、宮内構成員、森構成員、山口構成員

（2）総務省

谷脇総合通信基盤局長、竹内サイバーセキュリティ統括官、竹村電気通信事業部長、二宮国際戦略局審議官、岡崎サイバーセキュリティ・情報化審議官、今川総合通信基盤局総務課長、大村料金サービス課長、梅村消費者行政第一課長、中溝消費者行政第二課長、赤阪サイバーセキュリティ統括官室参事官、富岡事業政策課市場評価企画官、清水消費者行政第二課企画官

（3）オブザーバー

三原個人情報保護委員会参事官

4 議事

（1）意見募集の結果等

（2）意見交換

（3）その他

【宍戸座長】 皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
います。

定刻でございますので、プラットフォームサービスに関する研究会第18回会合を開催
させていただきます。

冒頭、カメラ撮りがございますので、少々お待ちください。

(マスコミ退室)

【宍戸座長】 それでは議事に入ります。

前回会合におきましては、本研究会の最終報告書(案)を取りまとめ、12月25日か
ら1月20日までの間、意見募集を実施いたしました。これについて、事務局において、
提出された意見に対する本研究会の考え方の案を作成いただきました。意見募集の結果な
どとあわせてご説明いただき、その後、構成員の皆様からご議論いただきたいと思っ
ております。

それでは事務局、お願いいたします。

【清水消費者行政第二課企画官】 事務局でございます。

資料18-1をご覧ください。最終報告書(案)に対する意見募集結果でございます。

2ページ目をご覧ください。25の法人、団体、個人からご意見をいただき、提出者は
記載のとおりでございます。

3ページ目以降で、いただいたご意見に要旨を付しまして、考え方を記載しております。
多くのご意見をいただきましたので、主な意見の要旨と考え方をご説明させていただきます。

第1章 利用者情報の適切な取扱いの確保、第1節 国外事業者に対する通信の秘密の
保護規定の適用及び法執行における履行確保の方策の在り方についてでございます。

意見1-1、域外適用と執行を条文と運用レベルの双方で担保すべき。また、実効性を
担保するため、電気通信事業法を含めすべての事業法等において政府全体の機能強化も必
要不可欠。新経済連盟様からのご意見です。

考え方としましては、前段のご意見については、「国内事業者か国外事業者かにかかわ
らず、通信の秘密の保護に係る規律が等しく及ぶようにすることが適当」であるとし、そ
の履行を確保するための担保措置として、執行管轄権の課題を考慮の上で、国内代表者等
を介して、「法執行の実効性強化のための所要の措置を講ずることが適当」としています。

罰則についても、「国外事業者に対する刑事罰の適用の困難性により通信の秘密の保護

の担保が不十分となることは法執行の実効性の観点から適当ではない」として、「法令違反行為に関する公表など一定の措置を講ずることが適当」と考えますとしております。

後段のご意見については、提言事項については、「政府をはじめ関係者において、可能なものから順次取組を進めていくことが適当」としており、その際の参考として承りますとしております。

意見1-2、海外プラットフォーム事業者への規律適用に賛同。ソフトバンク様、NTTドコモ様、楽天モバイル様からのご意見です。

考え方としましては、賛同のご意見として承りますとしております。

6ページをご覧ください。意見1-5、法執行に係る指針を策定するにあたっては、明確かつ必要最小限の基準とすることが必要。KDDI様からのご意見です。

考え方としましては、「萎縮効果を防止する観点」や「利用者が安心して電気通信サービスを利用できるようにする観点」から、「透明性及び予見可能性を高めるための措置」として、法執行に係る指針の策定が適当としています。また、電気通信事業者と行政当局との継続的な対話等を通じて、「より柔軟かつ機動的な法執行」の実現に資するようすることが適当と考えますとしてございます。

7ページをご覧ください。第2節 市場環境の変化を踏まえた規律の適用範囲・対象の見直しについてでございます。

意見1-8、利用者情報の適切な取扱いを確保するため、指針等の統廃合を含めた見直しを行う際は、バランスの取れた整理が必要。また、クッキー等端末情報の取扱いは、個人情報保護法との整合性や規律の適用関係の明確化が必要。ソフトバンク様、NTTドコモ様、楽天モバイル様、KDDI様からのご意見となります。

考え方としましては、「端末情報の適切な取扱いを確保」することは、「利用者の保護及びこれらサービスの利活用の促進の観点から重要な課題」であり、「具体的な規律の在り方」については、今後「引き続き検討を深めることが必要」であり、また、「通信の秘密に係る基本理念を維持しつつ、新しい時代に相応しい通信の秘密・プライバシーの保護に係る規律の在り方を念頭に置いて、具体的な検討を進めていくことが適当」と考えており、いただいたご意見については、その際の参考として承りますとしております。

9ページをご覧ください。意見1-9、OTTサービスにより記録される利用者のアクセス履歴に係る問題は、個人情報保護法で対処すべきもの。また、通信の秘密の保護法益・保護利益は電気通信に対する社会的信頼の確保として捉えるべきであり、具体的な問

題事例として、通信の最適化として、画像ファイルを不可逆圧縮する目的で、TCPペロードを改ざんする行為を想定。「新しい時代に相応しい通信の秘密・プライバシーの保護に係る規律の在り方を念頭に置いて、具体的な検討を進めていくことが適当」との記載は、「(2) 端末情報の取扱い」から外に出すべき。情報法制研究所様からのご意見です。

考え方でございますが、「端末情報の適切な取扱いを確保」することは、「利用者の保護及びこれらサービスの利活用の促進の観点から重要な課題」であり、「具体的な規律の在り方」については、「引き続き検討を深めることが必要」。また、「通信の秘密に係る基本理念を維持しつつ、新しい時代に相応しい通信の秘密・プライバシーの保護に係る規律の在り方を念頭に置いて、具体的な検討を進めていくことが適当」と考えますとしております。

また、通信の最適化については、通信の秘密の侵害との関係性も含め、ネットワーク中立性に関する研究会において検討しているため、当該個別の問題事例に関しては本研究会の対象外と考えますが、ご指摘の最終報告(案)の記載は、端末情報の取扱いに限らない趣旨を記載しているものであり、その点を明確化するため、「2. 今後の検討の具体的な方向性」に係る記載となるよう、体裁を修正させていただきますとしております。

具体的には、資料18-2、最終報告書(案)の12ページをご覧ください。最後の行から13ページにかけて、「新しい時代に相応しい通信の秘密・プライバシーの保護に係る規律の在り方を念頭に置いて、具体的な検討を進めていくことが適当」と書いてございますけれども、このパラグラフ、前回会合でご説明した際は、その上にある(2) 端末情報の取扱いの中で、その最後の記載、「今後、引き続き検討を深めることが必要である」に続いて記載されておりましたが、その際以降のパラグラフは端末情報の取扱いに限った内容ではございませんので、ご覧のような体裁、2. の今後の検討の具体的な方向性に係る記載となるよう、パラグラフを分け、体裁を修正しております。

続きまして、16ページをご覧ください。第2章 フェイクニュースや偽情報への対応に入ります。

第1節 フェイクニュースや偽情報への対策の必要性及び目的につきましては、ご意見がありませんでしたので、第2節 フェイクニュースや偽情報の現状等、1. 「フェイクニュース」の定義及び分類についてでございます。

意見2-1、「フェイクニュース」への対策が過剰な表現規制に行き着かないよう、まずは定義や分類を明らかにすべき。また、「偽情報」と「誤情報」について、同列に扱う

べきではない。日本新聞協会様からのご意見です。

考え方でございますが、本報告書の検討対象としては、インターネット上に流通する情報に限定するものの、「フェイクニュース」の多義的な側面を捉えて検討を深める観点から、「偽情報」及び「誤情報を含め、また、ニュースの形式を取らない情報や部分的に不正確・根拠が不明・ミスリードな情報も含めるなど、対象範囲を限定せずに検討するものとする」としております。

また、「偽情報への対応の在り方の具体的な検討に際しては、まずは我が国においてどのような情報の流通が問題になっているのか、また、今後問題になり得るのかを明らかにする必要があります。行政及び研究者等が協力して、その実態を正確かつ客観的に把握した上で取組を進めていくことが必要である」と考えており、いただいたご意見については、その際の参考として承りますとしております。

19ページをご覧ください。2. フェイクニュースや偽情報の具体的事例、また、第3節、第4節、第5節については、ご意見がありませんでしたので、第6節 我が国におけるフェイクニュースや偽情報への対応の在り方。1. 自主的スキームの尊重についてでございます。

意見2-3、政府による規制ではなく、まずはプラットフォーム事業者をはじめとする民間部門の取組を尊重することについて賛同。LINE様、日本新聞協会様、日本民間放送連盟様からのご意見です。

賛同のご意見として承りますとしてございます。

21ページをご覧ください。意見2-4、仮に民間による自主的スキームが達成されない場合には、行政からの一定の関与も視野に入れて検討を行うとした点について、表現の自由の萎縮につながらないよう慎重な対応を求める。日本新聞協会様からのご意見です。

いただいたご意見については、参考として承りますとしております。

23ページをご覧ください。2. 我が国における実態の把握についてでございます。

意見2-7、偽情報に対して、まずは我が国における実態を正確かつ客観的に把握した上で取組を進めていくことが必要とした点に賛同。LINE様、日本新聞協会様からのご意見です。

賛同のご意見として承りますとしております。

24ページをご覧ください。3. 多様なステークホルダーによる協力関係の構築についてでございます。

意見 2-8、インターネット上のメディア全体の信頼性を確保していくため、伝統的なメディア・ネットメディア・国内外の主要なプラットフォーム事業者等でフォーラムの場を持つことに賛同。政府の役割を協力関係の構築支援に限定したことも適切。日本新聞協会様からのご意見です。

賛同のご意見として承りますとしてございます。

4. プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウントビリティの確保についてでございます。

意見 2-9、偽情報への対応に関して、プラットフォーム事業者に主体的・自律的な取り組みを求めるとともに、透明性を確保し、アカウントビリティを果たすことが望ましいとした点に賛同。日本新聞協会様からのご意見です。

賛同のご意見として承りますとしております。

28 ページをご覧ください。5. 利用者情報を活用した情報配信への対応については、ご意見はありませんでした。

6. ファクトチェックの推進についてでございます。

意見 2-12、政府がファクトチェック機関の活動コストを負担することには反対。日本新聞協会様からのご意見です。

考え方としましては、「ファクトチェック機関には、政府やプラットフォーム事業者からの一定の独立性・第三者性が求められることから、その活動コストを、どの主体がどのようなファクトチェック機関の活動に対して負担するのが望ましいのか、また、資金提供者とファクトチェック活動の独立性確保の仕組みなどについて議論を継続することが適当」と考えており、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきますとしております。

7. ICTリテラシー向上の推進。

意見 2-13、ICTリテラシー向上の推進が重要とした点に賛同。LINE様、個人の方からのご意見です。

賛同のご意見として承りますとしております。

9. 情報発信者側における信頼性確保方策の検討についてでございます。

意見 2-14、情報発信者側における信頼性確保が重要。日本新聞協会様、日本民間放送連盟様からのご意見です。

賛同のご意見として承りますとしております。

最後に35ページをご覧ください。

意見2-21でございます。誤植のご指摘をいただいております、最終報告書案では、19ページの下から2つ目の「一方」で始まるパラグラフでございますが、「我が国においては」の部分につきまして、「に」を1つ多く記載しておりましたので、削除し、修正しております。

なお、意見募集を踏まえました報告書（案）の修正箇所につきましては、先ほどご説明させていただきました12ページ目の体裁修正と19ページ目の誤植修正の2か所のみとなります。

利用者情報の適切な取扱いの確保及びフェイクニュースや偽情報への対応につきましては、いただいた意見に対する考え方、また、報告書（案）の修正箇所についてのご説明は以上となります。

【赤阪サイバーセキュリティ統括官室参事官】　　続きまして、36ページ目以降がトラストサービスについての部分となります。こちらにつきましても多数ご意見をいただいておりますので、主なご意見を赤字として、ご紹介させていただきたいと思っております。

まず、「はじめに」の部分でございますけれども、今回、トラストサービスの在り方を検討したことは大変有意義ということで、ご賛同のご意見を複数いただいているところでございます。

次の37ページ、意見2-1でございますけれども、トラストサービスをめぐる状況の概説の中で、今後の「Society 5.0の実現に向けて、サイバー空間と実空間の一体化が進展し、社会全体のデジタル化が進む中、その有効性を担保する基盤として、送信元のなりすましやデータの改ざん等を防止する仕組みであるトラストサービスが必要」ということで、賛同のご意見をいただいているところでございます。

次の38ページ目でございます。意見2-3でございますが、Society 5.0実現に向けた環境創りのため、国の施策として環境にあわせて運用される仕組みとなるよう継続的に取り組むことが必要というご意見を頂戴しているところでございます。

これにつきましては、考え方の欄にも記載がございますが、報告書の「おわりに」の中でも、トラストサービスについては、今後の技術進歩やサービス展開の動向、本取りまとめを踏まえて講じられる措置の内容やその運用状況、国際的な議論の状況等を踏まえて、随時見直しを図ることが重要と考えておりますので、いただいたご意見につきましては、今後の検討において参考とさせていただきますといたしております。

次の意見2-4でございますが、主なトラストサービスを紹介するポンチ絵の中に、ウェブサイト認証についても追加したほうがいいのではないかというご意見を、GMOグローバルサイン様からいただいているところがございます。これにつきまして、ご指摘を踏まえまして、ポンチ絵の中に当該概要を紹介するものを加えているところがございます。

それから、ページが飛びまして、41ページ目、一番下でございますが、トラストサービスによる経済効果でございます。トラストサービスの活用・普及による経済効果として、生産性向上等のメリットが挙げられるということで、ご賛同のご意見を頂戴しているところがございます。

次、45ページにお進みください。45ページ目からは、今後の取組の方向性の部分でございます。総論の部分につきまして、DFFTコンセプトで、Society 5.0を実現するためには、産・官・学が一丸となって、世界に範となる持続可能なデジタルデータの信頼基盤を構築することが肝要ということ。

また、次の46ページ、意見3-2でございますけれども、トラストサービスの信頼性・国際通用性に対して、国が関与する方向性に賛同ということで、ご賛同のご意見を頂戴しているところがございます。

次の47ページの意見3-5でございますけれども、今後、トラストサービスに関する技術基準の整備・維持について、正当な標準化プロセスを経た技術標準を策定し、法令がそれらを引用することを検討してはどうかというご意見を頂戴しております。

これにつきましては、考え方のところでございますが、本取りまとめの中でも、技術基準については、最新の動向を踏まえた適切な水準に維持されることが重要と考えているということございまして、いただいたご意見につきましては、今後の具体的なトラストサービスの認定の仕組みを検討していく上での参考とさせていただきますとさせていただきます。

さらにページを進んでいただきまして、49ページ目でございます。各論で、まず(1)のタイムスタンプに関するものがございます。

意見3-9でございますが、タイムスタンプについて、国の認定の仕組みを設けるといいう方向性に賛同というご意見を複数頂戴しているところがございます。

他方で、50ページ目、意見3-11でございます。国による新たな認定制度の策定・運用においては、利用者や事業者に対する過度なコスト負担や利便性・競争力の喪失に繋がらないよう配慮することが必要というご意見を頂戴しているところがございます。

これにつきまして、考え方のところでございますが、取りまとめ(案)の中におきまし

でも、認定の仕組みの検討に当たっては、事業者や利用者にとって過度なコスト負担や不便を強いることのないような制度、仕組みの構築を求められているということが盛り込まれているところをごさいますて、いただいたご意見につきましては、今後の具体的な検討においての参考とさせていただきますとされているところをごさいます。

次、52ページをごさいます。こちらはeシールの各論部分でのご意見をごさいます。

まず、意見3-15をごさいますけれども、eシールについて、国の基準に基づく民間の認定の仕組みを設けるという方向性に賛同というご意見を複数頂戴しているところをごさいます。

その下の意見3-16をごさいますけれども、eシールは、環境変化が早く、利益確保重視の民間市場に委ねることなく、公平・公正な観点から国の強い関与が必要というご意見を頂戴しているところをごさいます。

これにつきましては、今後、eシールの認証事業者に対する国の基準に基づいた民間の認定の仕組みを設けることが適切と取りまとめているところで、今後の具体的な認定の仕組みを検討していく上での参考とさせていただきますとされているところをごさいます。

それから、53ページの意見3-17をごさいます。eシールは、角印押印に置き換わる有用な方策であり、早急になんらかの基準の整備が必要というところをごさいます。

これにつきましても、考え方でございますけれども、今後、eシールの認証事業の認定の仕組みについて検討していく上での参考とさせていただきますとしております。

それから、意見3-18をごさいます。インボイス制度を始めとした関係省庁において、信頼の置けるサービス・事業者を認定する民間の仕組みを活用していただきたいというところをごさいます。

考え方でございますけれども、まず、eシールの認証事業者に対しては、国の基準に基づく民間の認定の仕組みを設けることが適切と考えておりまして、その認定の仕組みにおいては、認定を受けたサービス・事業者を機械可読な形で公表する手法等を検討することが必要だと考えているところをごさいます。また、今後、電子文書の送受信・保存について規定している法令との関係で有効な手段としてeシールが認められるよう、所管省庁に働きかけることが有効であると考えているところをごさいます。

次、55ページをごさいますけれども、意見3-20をごさいます。

まず、(3)のリモート署名の各論の部分でございます。リモート署名について、電子署名法上の位置づけに関して検討するという方向性について賛同というご意見を頂戴して

いるところでございます。

次の56ページ目でございますけれども、意見3-22といたしまして、「リモート署名の電子署名法上の位置づけについて検討。」の早急な具体化を要望というご意見をいただいているところでございます。

これにつきましては、現在、リモート署名について、日本トラストテクノロジー協議会において技術的なガイドラインを作成しているところでございますので、その検討状況を踏まえた上で、電子署名法上の位置づけについて検討することとさせていただいております。

それから、60ページまで進んでいただきたいと思います。

まず、意見3-30でございます。その他のトラストサービスについても検討できれば良いものとするというご意見。

それから、意見3-32、61ページでございますが、これについても、いわゆるモノの認証等の新しいサービスが出現したとしても対応可能な仕組みづくりが肝要というご意見をいただいているところでございます。

これにつきましては、報告書の中でも、今後、民間の創意工夫により、新たなサービスが登場し、新しい利用の場面が生まれることが期待されるところでございますので、そうした市場の動き、あるいは諸外国の動向も踏まえながら、今後も、トラストサービスの在り方について検討を進めていきたいとさせていただいているところでございます。

それから、「おわりに」の部分でございますが、62ページをご覧ください。

意見4-3でございます。トラストサービスはSociety 5.0の実現に不可欠であり、国の政策として取り組んでいただきたいと思いますというご意見をいただいております。

考え方でございますけれども、この取りまとめ（案）の「おわりに」に示したとおり、今後、この取りまとめを踏まえて、総務省及び関係省庁において、制度の要件や基準等の策定を行っていくことにしておりますので、そこにおいて、参考とさせていただきたいと考えているところでございます。

それから、63ページ、下のところでございますけれども、今回、このワーキングの中で経団連様にアンケートを実施しておりますが、参考資料としてつけているのですが、そのアンケートの実施時期について付記すべきではないかというご意見を頂戴しておりますので、これは、そのとおり、実施時期について記載するという修正を行っているものでございます。

説明は以上となります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、提出された意見に対する本研究会の考え方及び最終報告書について、事務局からいろいろご説明いただきましたので、これについて、ご質問あるいはご意見などをいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

宮内構成員。

【宮内構成員】 宮内でございます。

非常に大変な作業があったと思いますけれども、どうもありがとうございます。

トラストサービスについて、若干コメントさせていただきたいと思います。大体、52ページぐらいから後のeシールにつきましては、非常に多くの期待が寄せられているということで、心を強くしている次第でございます。特に52ページの真ん中あたりで、国の強い関与、やはりこういったものを進めていく上で、国の力添えというのが非常に重要だと思っております。もちろん、民間の活動においてこういうものが普及していくわけでございますけれども、国の関与が広く強く求められていることを意識して、これから進めていくのが非常に肝要かと思えます。

それからもう一つ、リモート署名についても非常に多くの意見が寄せられていて、おおむね、サポートするというか、早く進めてくれというような意見があったかと思えます。これも非常に心を強くしているところでございます。

56ページの意見3-22を見ていただきたいんですけども、考え方に書いてあること、これ自体もっともですが、本来、ガイドラインの検討というのは、技術的にこういうふうにやったらこういうことが維持できるのではないかということを示していくのがガイドラインであって、そういうものが維持できたら法的にどうかということとは一線を画しているような気がするので、ガイドラインの検討状況を踏まえてということなので、間違っているわけではないんですけど、何となく順番的には、並行的に行われることなので、検討状況を踏まえて位置づけを考えるとというのは、少し言葉の使い方が違うのかなという感じがしております。

私からは以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

56ページの考え方、意見3-22ですけれども、今の宮内構成員のお考えだと、検討状況等を踏まえた上でというよりは、検討状況を踏まえながらとか、それぐらいの雰囲気

のほうが適切ではないかと。

【宮内構成員】 ええ。検討状況と並行してとか、そういうイメージだと思うんですよ。おそらく、そういうことをやっていらっしゃるんだと思っていますので、よろしく願います。

【宋戸座長】 わかりました。

ほかに、ご意見あるいはご質問等いかがでございましょうか。

トラストサービスに関連するところでも、それ以外でも結構ですが、いかがでしょうか。では、手塚先生、お願いいたします。

【手塚構成員】 今回、このような形で、トラストサービスの検討ができたということは、本当にありがたく思っております。

1つご報告の形になるんですが、実は先週、総務省の赤阪参事官のお計らいもあって、eコミッションのメンバーと打ち合わせをEU側でしてきております。そのメンバーは、今、ブリュッセルからルクセンブルクに部署は移ってしまして、ルクセンブルクへ行きまして半日ほど打ち合わせしてきたんですが、今の日本側の状況に向こう側にお伝えすると、昨年12月、日・EUのICT戦略ワークショップの場でもトラストサービスが取り上げられてございまして、赤阪さんと私で日本側の状況を説明したときに、向こう側から「パイロットプロジェクト」というような表現も出てきてございまして、そういうことも踏まえて、どんな考えなのかということで、打ち合わせをしてきてございます。

その結果、主に議論した点は2点でございまして、1点目はレギュレトリーレベル、まさに制度上、日・EUの間での国際相互認証をやっていくにおいて、どういう点がポイントになるのかというような議論をしてきてございます。向こうも非常に前向きで、日本の状況をもっともっと深く知った上で、レギュレトリーレベルでの相互運用をどう考えるのかということをご希望という積極的なご意見を賜りまして、ちょうど我々が検討していることとタイミングが非常に合ってきているということで、まさに、良かったかなと思っております。

それと、もう1点でございますけれども、実際に向こうがPOCとして実証実験をやりたいということをストレートに言ってきてございまして、それをパイロットプロジェクトと向こうは呼んでございます。これにつきましても、先ほど申しました12月のときもそういうこと言っていたので、EU側とどのような形でこれをやっていくのかということで、向こう側のお考え等を伺ったわけでございますけれども、やはり、レギュレトリーレベ

ルと同じように、日・EUで組んで、実際に実証の場を設けて、トラストサービスというもののPOCをやりたいということストレートに言ってきたというところがございます。これはまさに制度レベルの検討と技術レベルの検討、両方ともパラレルにしていくというのがトラストサービスを実際にやっていく上で重要でございまして、さらに向こうが意識していたのは、昨年2月に日・EUのEPAが動き始めておりますので、デジタルトレードとしてトラストサービスというものをプラットフォームに置いて、安全、安心な環境を整備した上でやっていくことが重要ではないかということも、お互いに議論の中で出てきたところがございます。

こういうことから、本プラットフォームサービスに関する研究会で、このようなタイムリーなときにトラストサービスについて検討させていただいたということは、本当にありがたいことだと思っております、この場をかりて感謝を申し上げます。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

ほかに、ご意見、ご質問いかがでございでしょうか。

森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。本当に大変な作業だったと思います。

19ページ以降ですけれども、フェイクニュースについては、この研究会の中でもいろいろ議論がありましたし、もちろん、世の中的にも非常に話題になっていたことかと思えますので、どういうご意見が来るかなとは思っていたんですが、そんなに多くの方からという感じではないですけれども、それでも非常にまとまったご意見が出ていて、やはり多くは、これについて国の関与は慎重であるべきだというご意見だったのかなと思います。様々なグラデーションはありますけれども、例えば、19ページ、意見2-3、政府による規制ではなく、まずはプラットフォーム事業者をはじめとする民間部門の取組を尊重することについて賛同とか、24ページですけれども、意見2-8、インターネットメディア全体の信頼性を確保していくため、伝統的なメディア・ネットメディア・国内外の主要なプラントの事業者でフォーラムの場を持つことに賛成、政府の役割を協力関係の構築支援に限定したことも適切ということで、基本的に、非常に大きな問題ではありますけれども、政府の介入について謙抑的であるべきだという意見が多かったということは記憶しておくべきことなのかなと思いました。

以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

ほかに、ご質問、ご意見いかがでございましょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

(同意の旨発言あり)

【宋戸座長】 ありがとうございます。

それでは、提出された意見に対する本研究会の考え方につきましては、先ほど、56ページの3-22について、書きぶりを少し工夫するということがございますけれども、これは簡単にできることだと思いますし、また、パブリックコメントを踏まえました最終報告書については、特段、現在のような形で問題がないということで、最終報告書(案)については、案のとおり決定させていただく。そして、考え方については若干の修正をさせていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

(同意の旨発言あり)

【宋戸座長】 では、そのようにして、後日、公表させていただきたいと思います。具体的な修正については、座長である私に一任とさせていただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(同意の旨発言あり)

【宋戸座長】 ありがとうございます。

それでは、最終報告書の取りまとめに当たりまして、私から一言、ご挨拶をさせていただきます。

このプラットフォームサービス研究会は、電気通信事業法の包括検証の一部ということで立ち上がったものでございますけれども、今後の電気通信あるいは我々のメディア環境を考える上で特に重要な2つの価値、すなわち、通信の秘密・プライバシーと、それから表現の自由という問題を議論するというので、正直、私としては、かなり荷が重い会合だったと思っておりますけれども、構成員の皆様のご協力、また、特にトラストサービスにつきましては、手塚先生、宮内先生をはじめとするワーキンググループの皆様に、かなり熱心なご議論をいただきました。

また、この研究会ワーキンググループにおいて、様々なヒアリングにご協力いただきました事業者、有識者の方がおられますし、本日ご覧いただきましたように、パブリックコメントにおきましても、様々な方々から関心を持っていただき、貴重なインプットをいただいたことに、私から御礼を申し上げたいと思います。

このプラットフォームサービスに関する研究会、最終報告書が取りまとめられておりますけれども、これに先立ちまして、昨年前半に取りまとめられました中間報告書と基本的には一体をなすものとして、今後のプラットフォームサービスの在り方について、基本的な考え方をまとめたものとして読まれることを私としては期待しております。

3つ取り上げられた論点について簡単に申し上げますと、まず第一に、通信の秘密・プライバシーの保護につきましては、情報流通の基盤としてのプラットフォームサービスの役割に十分な配慮をしながら、同時に、通信の秘密の規定を、とりわけ国外事業者の方について守っていただく。しかし同時に、それがイノベーションの妨げにもならないように配慮するという意味で、ガイドラインをきちんと整備するといったことが基本的な柱であったかと思えます。

また、2番目のトラストサービスにつきましては、先ほどもお話がありましたけれども、タイムスタンプ、eシール、それぞれにつきまして、国の関与の在り方は異なると思えますけれども、認証の枠組みを用意し、その普及を促進していく。また、先ほど手塚先生からもお話がありましたように、国際的な協力あるいは民間での普及を推し進めていくための方向性が示されたものと考えております。

それから、3点目の偽情報対策につきましては、国民の表現の自由という観点から、先ほど森構成員からもご指摘がありましたように、国の関与を謙抑的にしつつ、プラットフォームサービス事業者のアカウントビリティに力点を置くこと、また、様々なステークホルダーの議論するフォーラムの場を形成していき、そこで、表現の自由の在り方について、また、インターネット上の偽情報といっても多様なものがあるということですので、そういった問題状況をしっかり認識していく場が形成されてくることに期待をかける内容であろうかと考えております。

私といたしましては、本日、パブリックコメントでいただいたご意見、また、この研究会で出た構成員の様々なご意見を踏まえながら、総務省、政府におきまして、この研究会の議論の内容と報告書の実現に向けて、積極的に取り組んでいただければと考えております。

以上、私から申し上げさせていただきました。

最後に、谷脇総務審議官、それとサイバーセキュリティ統括官室の竹内統括官から、それぞれ、ご挨拶をいただければと思います。

【谷脇総合通信基盤局長】 谷脇でございます。

本日は、どうもありがとうございます。この研究会は、2018年、一昨年(2017年)の10月に立ち上げまして、1年ちょっとという、非常にタイトなスケジュールの中で、多角的かつ専門的な観点からご討議を賜りまして、本日、最終報告書をお取りまとめいただいたということで、この場をお借りして、深く御礼を申し上げたいと思います。

実は、2008年ですけれども、私が課長(当時)のときに、通信プラットフォーム研究会というものを1年間やったことがございます。そのときのテーマは「携帯」、「インターネット」でございまして、iモードなどの公式サイトをいかにオープン化するかというような議論をやっておりました。

それから12年がたちまして、プラットフォームを担っている主体も全く変わってしまいました。それから、扱うべきテーマも非常に広がりが出てきた中でのプラットフォーム研究会であったかと思えます。

今回、国外事業者に対する通信の秘密等の主要な規律の適用という点につきましては、実は今、電気通信事業法の改正法案を検討しておりまして、今国会に法案を提出すべく、準備を進めてまいりたいと考えております。

それから、フェイクニュース等の議論につきましても、実は、政府部内のこうした会議でフェイクニュースを取り上げたのは、これが初めてでございました。そういった中で、非常に多くの関心を寄せていただきまして、議論が進められたことは、本当によかったなと思っております。

やはり、情報の自由な流通ということを考える際に、情報の信頼性と一体的に考えていくことが重要ではないかと思っております。とりわけ、昨今、コロナウイルスが蔓延してございますけれども、今、コロナウイルスについてのフェイクニュースが、たくさん出回っている状況でもございます。やはり、昨今の状況を見ても、こうした対策というのは非常に重要だろうと思えます。

それから、トラストサービスにつきましても、この研究会を始める前、トラストサービスのコンセプトであったり、あるいは全体像等をどう捉えるかということは、実は関係者では、まだ認識が共有されていなかったと思えます。それが一般的な認識になり、また、具体的な方向性をお示しいただいたことは、極めて有益であったと思っております。

いずれのテーマにつきましても、おそらく、基本にありますのは官民の役割分担の在り方だったと思えます。法的な規制でやるもの、あるいは共同規制でやるもの、あるいは自主的な規制に委ねるもの、いろいろあるかと思えます。これからも、私ども政策を預か

る立場として、そこを一つ基本的な視点にしながら、ガバメントリーチはどこまでなのかということを考えながら政策を展開する必要があるだろうと思っております。

いずれにしても、今日おまとめいただきました最終報告書でお示しいただいた提言につきましては、スピード感を持って、1つずつ着実に実現に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、引き続き、皆様方のお力添え、ご助言、ご指導を賜ればと思います。

どうもありがとうございます。

【竹内サイバーセキュリティ統括官】 トラストサービスの在り方につきまして、本研究会におきましてお取りまとめいただきましたことに、心から感謝を申し上げたいと思います。

総務省といたしましては、この報告書を踏まえまして、タイムスタンプについては来年度中に、そして、eシールについては再来年度中に、それぞれ認定制度を整えられるように、今月中にも具体的な認定の仕組みを検討する場を立ち上げていきたいと考えております。

また、リモート署名につきましては、先ほどご意見もありましたように、協議会の検討と並行して、電子署名法上の位置づけについて、関係省庁との検討を速やかに進めていきたいと考えております。

あわせて、トラストサービスの国際的な相互運用性の確保を図るため、EUとの間で、実証実験について、これも来年度、実施を視野に入れて、具体的に準備を進めてまいりたいと思います。

今後も、産・学・官が一体となって社会全体のデジタル化を下支えするトラストサービスの普及に向けまして、引き続き、皆様のお力添えをさまざまな形で賜ればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

それでは、事務局から、その他の連絡事項がありましたら、お願いいたします。

【清水消費者行政第二課企画官】 最終報告書及び本研究会の考え方につきましては、後日、準備が整い次第、公表したいと考えております。

以上でございます。

【宍戸座長】 これにて、本日の議事は全て終了いたしました。

以上で、プラットフォームサービスに関する研究会第18回会合を終了させていただきます。

ます。

皆様、本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。